

国営造成土地改良施設整備事業 清里地区

事業の概要

本地区の排水施設は、直轄明渠排水事業「清里地区」（昭和38年度～44年度）により整備された。

これらの施設のうち宇遠別川幹線排水路は、建設後約40年が経過し、経年による老朽化の進行により、排水路の機能が低下していることから、度々農地が湛水・過湿被害を受けており、排水機能を維持させるため多大な維持管理費と労力を費やしている状況にある。

本事業では、排水機能を維持させるため、宇遠別川幹線排水路の改修を行うものである。

目的・必要性

本地区は、北海道網走支庁管内の斜里郡清里町の普通河川ウエンベツ川流域に拓けた畑作地帯に位置している。

本地区の排水施設である宇遠別川幹線排水路は、建設後約40年が経過していることから、経年による老朽化が進行しており、連結ブロックの崩落、柵渠板等の破損に伴い法面崩壊が発生し、排水路の機能が低下していることから、度々農地の湛水・過湿被害が生じている。

また、近年排水路補修や土砂上げの頻度が増加しており、排水機能を維持させるため多大な維持管理費及び労力を費やしている状況にある。

このため、本事業により、宇遠別川幹線排水路を改修し施設機能を回復させ、排水機能の維持及び維持管理費の軽減を図り、農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

・総費用総便益比の算定

区 分	算定式	数 値	備 考
総費用(現在価値化)	① = ② + ③	3,661百万円	
当該事業による整備費用	②	2,245百万円	当該事業費 2,700百万円
その他費用	③	1,416百万円	
評価期間(当該事業の工事期間+40年)	④	45年	工事期間 平成20～24年度
総便益額(現在価値化)	⑤	5,424百万円	
総費用総便益比	⑥ = ⑤ ÷ ①	1.48	

(注1) 総費用とは当該地域内において効果を発揮する一連の施設に係る費用であり、評価期間中の施設の資産価額、整備費用及び再整備費用である。

(注2) 百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。

(注3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

・年効果額（便益額）

本事業の実施により、排水機能が維持されることで年間214百万円相当の農作物生産量の維持、年間47百万円の営農経費の節減等が図られ、年間262百万円の事業効果が発現し、農業経営の安定が図られる。

農作物生産量の差	214百万円
営農経費の差	47百万円
施設の維持管理費の差	1百万円
計	262百万円

日程・手続

平成19年度から、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続が開始される予定である。

事業に対する決議

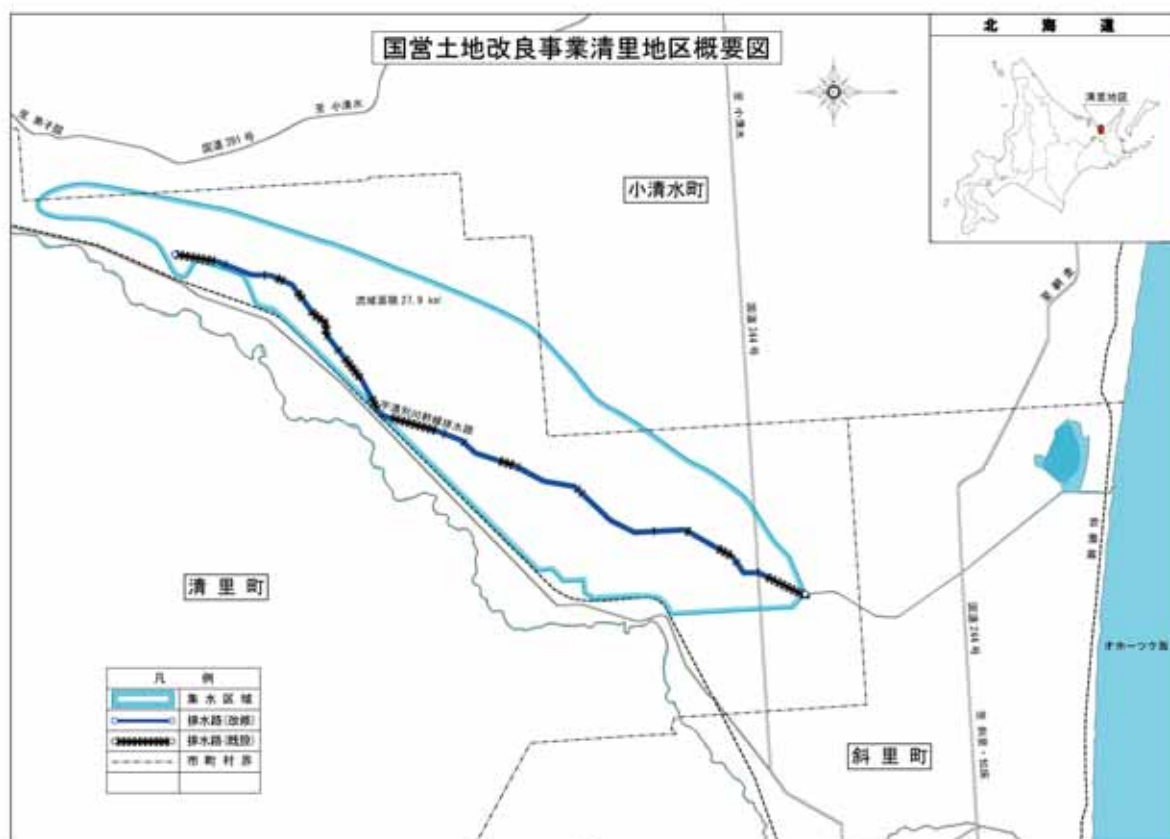
平成19年3月に国及び支庁並びに関係する町、JAで構成された「国営造成土地改良施設整備事業清里地区推進検討委員会」において、平成20年度新規着工要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,255ha		
2. 受益者数	155人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	排水路（改修） 宇遠別川幹線排水路	8.1km	2,700百万円
4. 国営総事業費	2,700百万円		



平成20年度 新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：清里^{きよさと}）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成20年度 新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：清里^{きよさと}）

2. 優先配慮事項

【効率性・有効性】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
効率性	事業の経済性・効率性		①事業費の経済性・効率性の確保 ②コスト縮減についての具体的配慮	—	A	A
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり）	千円/ha・年	209	B
			農業産出額（事業地区の面積当たり）	千円/ha・年	971	A
		野菜・果樹の産地形成	野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり）	%	—	—
		農業水利施設の保全・管理	機能保全コスト（ライフサイクルコスト）の比較・検討	—	A	A
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	認定農業者の割合（総農家当たり）	%	96	A
			経営耕地面積（一戸当たり）	ha/戸	32.8	A
		農地の確保・有効利用	作付率の増加ポイント	%	—	—
		農業生産基盤の保全・管理	施設の更新整備の緊急性	—	A	A
	農村の振興	地域経済への波及効果	他産業への経済波及効果額（受益面積当たり）	千円/ha・年	465	B
		地域用水機能の維持・増進、水資源の有効活用（快適性の向上）	地域用水効果額（受益面積当たり）	千円/ha・年	—	—
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	環境関連効果額（受益面積当たり）	千円/ha・年	—	—

【事業の実施環境等】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①地域や事業の特性を考慮した調査・検討 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組み ④維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	a a a a	A
		景観	①地域や事業の特性を考慮した調査・検討 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組み ④維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	a a a a	A
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性	—	a	A
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)(23条)の状況 ②漁協との協議(予備)の状況 ③その他着工前に重要な協議(予備)の状況	—	a a a	A
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ等)の事前了解	—	—	—
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状況	—	a a	A
	事業推進体制		①事業推進協議会の設立 ②事業推進協議会から着工要望の提出	—	a a	A
	維持管理体制		①予定管理者の決定 ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意	—	a a	A
	営農支援体制		営農推進組織等(営農支援体制)の設立状況	—	a	A

平成20年度 新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：清里^{きよさと}）

3．特定監視項目（国営造成土地改良施設整備事業）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。